公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

事業の概要特別会計名:下水道事業特別会計

事 業 名	公共下水道(下水道事業)					
事業開始年月日	昭和61年3月31日	地方公営企業法の適用・非適用	□適 用 ■非適用			
団 体 名	泉佐野市	職員数 (H22. 4. 1現在)	17名			
構成団体名						
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以	上 ■早期健全化基準以上	□経営健全化基準以上			
姓土16十 例に挙の仏沈	計画期間:平成21年度~平成39年度					

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業 債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
 - 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」(工業用水道事業にあっては「供給開始(予定)年月日」)を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い(古い)ものに係る年月日を記入すること。
 - 3 事業を実施する団体が一部事務組合等(一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。)の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
 - 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状 況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一(ただし、集計時点・集計単位は異なる。)のものであるこ と。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
 - 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること(複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。)。

2 財政指標等

資本費	117円(H21年度)	財政力指数	0.978(H22年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	0 (21年度)	財政力指数 (臨財債振替前)	(年度)
経常収支比率 (%)	102.3 (21年度)	実質公債費比率 (%)	19.6(H22年度)
		将来負担比率 (%)	372.5 (H21年度)

注 1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告(又は報告を予定している)数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、 その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること(ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、 構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。)。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、 それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

- 2 財政指標については、条件該当年度を()内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度(地方財政状況調査等における年度)を混在して使用することがないよう留意すること。
- 3 財政力指数(臨財債振替前)については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上 である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。
- 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

□ 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 □ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 ■ 該当なし	
〔合併期日:平成〇年〇月〇日 合併前市町村:)

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併 市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第7項の規定による告示の あったものをいう。
 - 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第2条第2項に規定する合併市町村(平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。)をいう。
 - 3 口にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施(予定)の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入 すること。
- 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画
計画期間	平成22年度~平成26年度
計画策定責任者	泉佐野市長 新田谷 修司
既存計画との関係	地方債同意等基準に基づく資金不足等解消計画 (平成22年度~平成36年度)
公表の方法等	12月開催の行財政委員会及び団体HP
基本方針	経費回収率は100%を超えており健全な経営を維持しているが、多額の累積赤字の解消に向け 定期的に料金改定を行い着実に黒字化を目指す。

- I 基本的事項(つづき)
- 5 繰上償還希望額等

						(単位:十円)
区	分	6%未満 旧簡保 : 年利5%以上 6%未満	0.3%不過 口節促 · 在到6%以上	旧運用部:年利6.3%以 旧簡保 :年利6.5%以 旧公庫 :年利6%以上		숌 탉
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	974, 722. 4	477, 231. 0	199, 965. 5	0	1, 651, 918. 9
山貝亚连市即貝亚	補償金免除額	220, 138. 3	118, 585. 0	67, 360. 3	0	406, 083. 6
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額					
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	10, 324. 8	503, 787. 1	175, 108. 0	0	689, 219. 9

- 6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

I III 5	2.业任川即只业	4						(単位:千円)
	事業債			年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%) (平成22年度ま		合 計
公	下力	く道事業		974, 722	477, 231	199, 965	0	1, 651, 918
営								
企								
業								
債								
	合	計	(A)	974, 722	477, 231	199, 965	0	1, 651, 918
_ an **								
(再掲) (再掲) ※上記のうち								
掲負う								
担ち分								
	合	計	(B)					-
1	公営企業で負担	するもの	(A) – (B)	974, 722	477, 231	199, 965	0	1, 651, 918

【旧簡易生命保険資金】 (単位:千円)

	事美	 養債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5% (平成22年度۶	以上 k残高) うち年利7%以上	合	計
公									
営									
公営企業									
業									
債									
	合	計	(A)						
- an *									
(金) 再計記									
(再掲) (再掲)									
分ち									
	合	計	(B)						
公言	営企業で負担	するもの	(A) – (B)						

【旧么	公営企業金融公庫資金】					(単位:千円)
	事業債名	年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以 (平成22年度)		숌 計
公	下水道事業	10, 325	503, 787	175, 108	0	689, 220
営						
企 業						
業						
債						
	合 計	(A) 10, 325	503, 787	175, 108	0	689, 220
- ※						
(再掲)						
知負う 担力						
分り		(5)				
	合 計	(B)				
公宫	営企業で負担するもの(A)-(E	10, 325	503, 787	175, 108	0	689, 220

- 注 1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過率代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

Ⅱ 財務状況の分析

	区	分		内容
財	務上	の特	徴	本市は、平成6年の関西国際空港の開港に向け、昭和62年の事業開始当初から幹線整備に多額の事業費を投入してきた。平成3年度の供用開始以前から基準外繰入によって赤字を補填していたが、平成9年度に一般会計の財政状況の悪化により、大部分の基準外繰入の補填がなくなり、料金収入だけで賄うことができなくなり単年度赤字となった。平成10年度以降も低い料金設定だったため、年々累積赤字が拡大し、平成16年度で37億97百万円の赤字のピークとなったが、平成14年度(27.6%)、平成17年度(17.8%)の2回の料金改定により、平成17年度から単年度収支が黒字化となった。また、平成21年度には8.1%の料金改定を行い、着実に赤字解消を進めているところである。
	営	課	題	課題 ① 料金の適正化について 料金については、本来、不足している汚水処理経費(維持管理費及び資本費)を回収するため、料金改定を行うが、本市の場合は、平成16年度より経費回収率が100%を超えており、経費回収のための料金改定は不要である。しかしながら、多額の累積赤字があり、それを解消するため定期的に料金改定を行う必要がある。一方で、平成21年度末現在、普及率30.7%で20m3の料金が2,415円と府内の自治体で上位6番目に位置しており、今後、累積赤字解消のために一部の使用者の料金を改定していくことは、議会等の理解を得ることが難しいという現状理 題 ② 定員の適正化について建設事業費の抑制・縮小に伴い、段階的に人員を削減し、人件費を抑制していく必要がある。 課題 ③ 課題 ③
留	意	事	項	

- 注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。
 - 2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。
 - 3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記 入すること。
 - 4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し(②法非適用企業)(1)収益的収支、資本的収支

(.	<u>単位:百万円,%)</u>
	平成26年度

											(.	単位:百万円,%)
		年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
			(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
		区分	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)					
		1 総 収 益 (A)	2,632	2,671	2,798	2,856	2,808	2,829	2,863	2,959	2,941	2,943
		(1) 営 業 収 益 (B)	2,458	2,500	2,611	2,675	2,626	2,648	2,679	2,784	2,778	2,785
	収	ア料 金 収 入	1,391	1,417	1,415	1,408	1,470	1,505	1,510	1,620	1,623	1,625
	益	イ 受 託 エ 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	的	ウそ の 他	1,067	1,083	1,196	1,267	1,156	1,143	1,169	1,164	1,155	1,160
	収入	()は雨水処理負担金	(1,056)	(1,068)	(1,182)	(1,237)	(1,124)	(1,125)	(1,152)	(1,146)	(1,138)	(1,142)
収	^	(2) 営業外収益	174	171	187	181	182	181	184	175	163	158
12		ア 他 会 計 繰 入 金	171	168	183	178	179	178	181	172	160	155
益		イそ の 他	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3
的		2 総 費 用 (D)	1,621	1,625	1,757	1,795	1,724	1,830	1,799	1,755	1,713	1,685
נים		(1) 営 業 費 用	428	428	454	486	498	587	614	621	626	628
収		ア 職 員 給 与 費	40	70	59	51	52	35	35	36	36	36
+	収	うち退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支	益的	イそ の 他	388	358	395	435	446	552	579	585	590	592
	支	(2) 営業外費用	1,193	1,197	1,303	1,309	1,226	1,243	1,185	1,134	1,087	1,057
	出	ア 支 払 利 息	669	670	722	726	680	672	649	617	578	557
		上段:雨水•汚水公費分 下段:汚水	484	481	534	539	512	509	482	462	448	439
		うち一時借入金利息	26	38	72	101	89	86	88	90	86	84
		イそ の 他	40	46	47	44	34	62	54	55	61	61
		3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	1,011	1,046	1,041	1,061	1,084	999	1,064	1,204	1,228	1,258
		1 資 本 的 収 入(F)	2,214	2,269	2,026	3,554	1,870	2,308	2,539	2,713	1,657	1,889
		(1) 地 方 債	1,364	1,404	1,328	2,923	1,234	1,686	2,063	2,205	1,228	1,386
	資 -	資本費平準化債	527	535	541	561	597	606	648	718	807	897
	本	(2) 他 会 計 補 助 金	139	203	154	142	155	168	181	194	202	209
	的	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資	収	(4) 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本	^	(5) 国(都道府県)補助金	670	600	525	479	458	403	272	303	216	283
4		(6) 工 事 負 担 金	40	25	18	10	23	51	23	11	11	11
的		(7) そ の 他	1	37	1	0	0	0	0	0	0	0
ıltz		2 資 本 的 支 出 (G)	3,101	3,121	2,957	4,522	2,810	3,306	3,546	3,768	2,729	3,008
収	資	(1) 建 設 改 良 費	1,730	1,725	1,537	1,377	1,281	1,349	896	1,003	816	961
支	本	うち職員給	122	90	89	102	105	114	115	116	108	109
	的	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	1,371	1,396	1,420	3,145	1,529	1,957	2,650	2,765	1,913	2,047
	支出	(3) 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ш	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-887	-852	-931	-968	-940	-998	-1,007	-1,055	-1,072	-1,119

•	_

									<u>(i</u>	単位:百万円,%)
年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
区分	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)					
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	124	194	110	93	144	1	57	149	156	139
積 立 金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前 年 度 繰 上 充 用 金(M)	3,797	3,673	3,479	3,369	3,276	3,132	3,131	3,074	2,925	2,769
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	-3,673	-3,479	-3,369	-3,276	-3,132	-3,131	-3,074	-2,925	-2,769	-2,630
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支 黒 字 (P)										
(N)-(O) 赤字 (Q)	3,674	3,479	3,369	3,276	3,132	3,131	3,074	2,925	2,769	2,630
赤 字 比 率 ((Q) ×100)	149.5	139.2	129.0	122.5	119.3	118.2	114.7	105.1	99.7	94.4
収益的収支比率((A) ×100)	88.0	88.4	88.1	57.8	86.3	74.7	64.4	65.5	81.1	78.9
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)	3,674	3,479	3,369	3,276	3,132	3,131	3,074	2,925	2,769	2,630
営業収益一受託工事収益 (B)-(C) (S)	2,458	2,500	2,611	2,675	2,626	2,648	2,679	2,784	2,778	2,785
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)	149.5	139.1	129.0	122.5	119.3	118.2	114.7	105.1	99.7	94.4
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)				4,179	4,130	3,834	4,082	4,483	4,433	4,414
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)				2,675	2,626	2,648	2,679	2,784	2,778	2,785
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高(W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企 業 債 現 在 高(X)	34,453	34,460	34,368	34,147	33,852	33,581	32,994	32,435	31,750	31,089

(2)他会計繰入金

	(単	立:	百万	5円	1)
--	----	----	----	----	----

	年 度		平成17年度	平成18年度	平成19年度 平成20年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
			(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
区	分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)					
収	益的	的 収 支 分	1,227	1,236	1,365	1,414	1,303	1,303	1,333	1,318	1,297	1,297
	う	うち基準内繰入金	1,226	1,235	1,347	1,395	1,283	1,279	1,306	1,289	1,266	1,264
	う	うち基準外繰入金	1	1	18	19	20	24	27	29	31	33
資	本 的	的 収 支 分	138	203	154	142	155	168	181	193	202	209
	う	うち基準内繰入金	138	147	154	142	155	168	181	193	202	209
	う	うち基準外繰入金	0	56	0	0	0	0	0	0	0	0
	合	計	1,365	1,439	1,519	1,556	1,458	1,471	1,514	1,511	1,499	1,506

(3)経営指標等

			平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方	財政法による資金不足の比率	区 (%)(再掲)	149.5	139.2	129.0	122.5	119.3	118.2	114.7	105.1	99.7	94.4
料金	回収率**	(%)	113.6	116.7	111.5	108.5	116.9	108.1	109.5	117.1	115.9	114.9
資本	費	(円又は%)	100.0	105.0	116.7	120.1	117.2	120.2	118.1	117.1	117.4	118.8
総収	支比率(法適用)	(%)										
経常	収支比率(法適用)	(%)										
営業	収支比率(法適用)	(%)										
累積	欠損金比率(法適用)	(%)(再掲)										
収益	的収支比率(法非適用)	(%)(再掲)	88.0	88.4	88.1	57.8	86.3	74.7	64.4	65.5	81.1	78.9
49	収益的収入分	(%)	46.6	46.3	48.8	49.5	46.4	46.1	46.6	44.5	44.1	44.1
繰	うち基準内繰入金	(%)	46.6	46.2	48.1	48.8	45.7	45.2	45.6	43.6	43.0	42.9
金	うち基準外繰入金	(%)	0.0	0.0	0.6	0.7	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.1
比比	資本的収入分	(%)	6.2	8.9	7.6	4.0	8.3	7.3	7.1	7.1	12.2	11.1
率	うち基準内繰入金	(%)	6.2	6.5	7.6	4.0	8.3	7.3	7.1	7.1	12.2	11.1
	うち基準外繰入金	(%)	0.0	2.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

- 注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。
 - (1) 地方財政法による資金不足の比率(%)

9

- ア 地方公営企業法適用企業の場合=地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額/(営業収益-受託工事収益)×100
- イ 地方公営企業法非適用企業の場合=地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額/(営業収益-受託工事収益)×100
- (2) 総収支比率(%)=総収益/総費用×100
- (3) 経常収支比率(%)=経常収益/経常費用×100
- (4) 営業収支比率(%) = (営業収益-受託工事収益) / (営業費用-受託工事費用) × 1 0 0 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
- (5) 累積欠損金比率(%) =累積欠損金/(営業収益-受託工事収益)×100
- (6) 収益的収支比率(%)=総収益/(総費用+地方債償還金)×100
- (7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 1 0 0
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記入すること。
- (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ·料金回収率(%)=供給単価※1/給水原価※2×100
 - ※1 供給単価(円/㎡)=給水収益/年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - ※2 給水原価(円/㎡)=(経常費用-(受託工事費+材料及び不用品売却原価+附帯事業費+基準内繰入金(水道事業のみ)))/年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの) 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合=(経常費用ー(受託工事費+材料及び不用品売却原価+附帯事業費+基準内繰入金+減価償却費)+企業債償還金)/年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合= (総費用- (受託工事費+基準内繰入金) +地方債償還金) /年間総有収水量
- (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 - ·使用料回収率(%)=使用料収入※/汚水処理費※×100
 - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された(又は報告すべき)数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は 「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるので、留意すること。
- 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
- 4 上記指標のうち(再掲)と記してあるものは、「(1)収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	経費回収率が100%を超えているため、累積赤字解消のための料金設定ということになる。本市の場合、平成21年度末の普及率は30.7%で、料金収入の約8割が食品コンビナート内の企業を含む事業所からの収入である。したがって、大幅な料金改定は企業の経営を圧迫し、自己処理や移転に繋がる恐れがある。今後は3年毎に料金改定を計画しているが、累積赤字解消のための料金改定であるため、一部の使用者や大口企業の理解を得ることは容易ではなく、料金改定には十分な配慮が必要であると考える。
2 他会計繰入金の見込み	基本的には、繰出基準に基づく基準内繰出と使用料の福祉減免分等の政策減免分を基準外繰出として補填するものとし、一般会計の財政健全化計画との整合を図る。規模的には、毎年約15億円程度を計画している。
3 大規模投資の有無、資産売却等による 収入の見込み	雨水整備については、北ポンプ場(雨水ポンプ場)が平成20年度末に完成し、今後は大規模な投資計画はありません。汚水整備については、主に要望区域等の料金収入に即反映する普及率年0.5%増(4.2億円)程度の整備を継続して行うものとする。
4 その他収支見通し策定に当たって前提 としたもの	

- 注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。
 - ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方(設定方法等)や、料金水準に対する考え方(類似団体等との比較)、今後の料金収入の見込みとその根拠(有収水量や利用者数の推移等)等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること(「料金収入の見込み」については要記入のこと)。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

∞

IV 経営健全化に関する施策

	項目	Ⅱの課題番号	具体的内容
1 糸	圣常経費の見直し		
	D 定員管理	2	人員については、集中改革プランに基づき平成22年度に2名を削減し、その後は事業費の縮小に伴い平成25年度に1名、平成27年度に2名をそれぞれ削減する予定である。
C	つ 給与のあり方		
	◇ 給与構造の見直し、地域手 当等のあり方		 ・平成11年度~ 時間外勤務手当縮減 ・平成12年7月~ 管理職手当カット(△30%→△50%) ・平成13年1月~24ヶ月 給料延伸 ・平成15年1月~ 住宅手当の一律支給分を削減 ・平成15年1月~ 役職加算の削減 ・平成15年度~平成16年度 給料3%カット ・平成18年度 職員共済会への市負担を廃止 ・平成18年度~平成19年度 地域手当の見直し(10%→8%→6%)
	◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		
	◇ 退職時特昇等退職手当のあ り方		
	◇ 福利厚生事業のあり方		
	D 維持管理費等の縮減その他経営 効率化に向けた取組		普及率が30%を超えたばかりで、未だ建設途中段階にあるため、維持管理費(動力費、修繕費、委託料等)は、今後も増加していく方向にある。ポンプ場運転管理等の委託業務については、過去に見直しを行い、最低限度の業務内容で委託しており、今以上の縮減は困難である。
) 指定管理者制度の活用等民間委 託の推進やPFIの活用		

Ⅳ 経営健全化に関する施策(つづき)

	項目	Ⅱの課題番号	具体的内容
'	コスト等に見合った適正な料金水準 への引上げ、売却可能資産の処分等に よる歳入の確保	1	平成16年度より経費回収率が100%を超えているが、多額の累積赤字があるため、今後も料金改定を行っていく必要がある。 平成17年度に平均17.8%、平成21年度に平均8.1%の改定を行い収入の確保を行ってきた。今後は平成24年度に平均7.0%、平成27年度に平均5.0%、平成30年度に平均5.0%、平成33年度に平均5.0%の改定を行う予定である。
	〇 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正 な料金水準への引き上げに向けた 取組		
3	経営健全化や財務状況に関する情報 公開の推進と行政評価の導入		
	○ 経営健全化や財務状況に関する 情報公開		
	〇 行政評価の導入		
4	その他		

- 注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付し た課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。
 - 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
 - 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を 記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減等)については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入 すること。
 - 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は 更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
 - 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	平成24年度に平均7.0%、平成27年度に平均5.0%、平成30年度に平均5.0%、平成33年度に平均5.0%の改定を行い、平成36年度の累積赤字解消を目指す。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	一般会計の財政状況悪化により、現在は赤字補填のための基準外繰出しは行われておらず、使用料の福祉減免分等の政策減免分のみを基準外繰出としている。
4 その他	

- 注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。 なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)(以下、「財政健全化法」という。)に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定に より、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
- 2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【新規計画策定団体】

課題		目標又は実績	平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算)	計画前5年度 実績	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	計画合計
	:	処理区域内人口(人)	28,255	29,374	30,132	31,074	31,571		33,344	34,902	36,455	37,350	38,717	
	L	A 増減												
	1	水洗便所設置済人口(人) B 増減	25,274	26,209	27,108	28,262	28,761		30,343	31,761	33,174	33,989	35,232	
	1	水洗化率(%)	89.4		90.0	91.0	0.1.1		91.0	91.0		24.0	0.1.0	
収	ľ	水流化平(%) C 増減	89.4	89.2	90.0	91.0	91.1		91.0	91.0	91.0	91.0	91.0	
	- 1	有収水量(m)	6.614.817	6,606,986	6.711.184	6,726,132	6.711.321		6.735.000	6.750.000	6,765,000	6.780.000	6,795,000	
入	l l	D 増減	0,014,017	0,000,980	0,711,104	0,720,132	0,711,321		0,733,000	0,730,000	0,703,000	0,780,000	0,793,000	
の	1	使用料単価(円/m ²)	210.2	214.4	210.8	209.3	219.0		223.4	223.7	239.5	239.3	239.2	
確	2	(使用料収入/有収水量) E 増減	219:2		210.0	200.0	210.0		220.1	EEG.7	200:0	200:0	200:2	
保	2	料金改定率(%)	17.8				8.1				7.0			
		(料金改定実施年度に記入) F 増減												
	③ J	収納率(%)	95.9	96.4	98.0	97.1	97.0		97.0	97.0	97.0	97.0	97.0	
	_	G 増減												
	4	その他() H 増減												
-	-	管理運営費(千円)	2.991.802	3.020.898	2.636.157	2.684.156	2.655.544		2.805.883	2.819.131	2.816,238	2.818.455	2.835.449	
経		日生産占員(TII) I 増減	2,331,002	3,020,030	2,030,137	2,004,130	2,000,044		2,000,000	2,013,131	2,010,230	2,010,433	2,000,440	
性	7	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円)	105.9	102.8	87.5	86.4	84.1		84.1	80.8	77.3	75.5	73.2	
営	©	(I/A) J 増減												
の	9	汚水処理原価(円/㎡)	185.0	183.7	189.0	192.9	187.3		206.8	204.1	204.5	206.5	208.2	
効	L	(汚水処理経費/有収水量) K 増減												
率		汚水処理原価(維持管理費)(円/㎡)	61.4	60.6	61.5	67.7	64.7		81.6	79.1	79.7	80.9	80.7	
化		(汚水処理経費(維持管理費)/有収水量) 上 増減												
10	6	その他() M 増減 I												
	体 日	月料 回収率(%)	113.6	116.7	111.5	108.5	116.9		108.0	109.6	117.1	115.9	114.9	
		友 損 金 比 率 (%)	149.5	139.2	129.0	122.5	119.3		118.2	114.7	105.1	99.7	94.4	
	企業	集價 現 在 高(百万円)	34,453	34,460	34,368	34,147	33,852		33,581	32,994	32,435	31,750	31,089	
	估 B	月料 収 入	1,390,777	1,416,512	1,414,613	1,407,781	1,469,774		1,504,869	1,509,833	1,620,273	1,622,639	1,625,044	
収		改善効果額	210,151	214.040	213,753	212.721	315.578	1,166,243	13.834	3,718	87.292	85.651	85.804	276,299
入	l'	①有収水量の増加	210,131	214,040	210,700	212,721	313,370	1,100,240	13.834	3,718	3,510	1,747	1,776	24,585
o o		②使用料の適正化	210.151	214.040	213.753	212.721	315.578	1.166.243	13,034	3,710	83,782	83.904	84.028	251.714
確		③収納率の向上	210,151	214,040	213,753	212,721	310,078	1,100,243			83,782	83,904	84,028	251,/14
	7.0	0 11111												
*		他④()												
\vdash		改善効果額	0.004.555	0.000.000	0.000 :==	0.004 :==	0.055.511	0	0.005.555	0.045 :5:	0.046.***	0.046 :==	0.005 :::	0
477		里運営費	2,991,802	3,020,898	2,636,157	2,684,156	2,655,544		2,805,883	2,819,131	2,816,238	2,818,455	2,835,449	
経		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	161,765	160,008	148,416	153,744	157,116		149,522	150,132	151,633	144,141	145,582	
営	ī	改善効果額	8,300	8,300	8,300	8,300	8,300	41,500	24,300	24,300	24,300	32,300	32,300	137,500
の		⑤職員給与費の適正化	8,300	8,300	8,300	8,300	8,300		24,300	24,300	24,300	32,300	32,300	137,500
効 率		維持管理費(上記以外)の適正化 ()												
化	その	他⑥()												
		改善効果額						0						0
		As In twiting				計画前5年間改	盖効里類 合計	1, 207, 743			245	善効果額 合計	Δ	413, 799
					LE 4				l					413, 799
注1 計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額 <参考>補償金免除額(旧資金運												運用部資金)		

- 注1 計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収を を②に記入すること。
- 2 「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 3 「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は 百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 4「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。

【平成21年度地方公営企業決算状況調査】

- 処理区域内人口 10表01行11列 水洗便所設置済人口 10表01行12列 有収水量 10表01行52列 管理運営費 32表02行05列

·汚水処理原価 ············ (32表02行06列)/(有収水量) ·汚水処理原価(維持管理費)···(32表01行44列)/(有収水量) •使用料収入

法適用事業 = 20表01行03列 法非適用事業 = 26表01行03列

・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの

法適用事業 = (21表01行06列)+(23表01行18列)-(21表01行44列) 法非適用事業 = (26表01行14列)+(26表01行35列)-(26表02行14列)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

〇 使用料適正化の考え方

累積赤字解消に向け定期的に料金改定を行う。

〇 民間委託の取組状況

○ その他に記入された項目に関する取組等